

## 『ゼロからの申告書』内容の訂正

## ●輸入(納税)申告 練習問題第14問「冷凍の豚肉及び調製品」

頁	正	誤
307	問題文記 7-(2)の一部を変更する。	
	(2)仕入書第4項の「Prepared pork ham, packed by dough」 豚肉(もも肉)の調製品を小麦粉から成る生地で包み、 <u>発酵</u> 、蒸し、 <u>冷却後</u> 冷凍したもの。 <u>含有割合は具で豚肉(35%)、野菜等(25%)、生地(40%)で、生地は、薄力粉とドライイーストを混合し発酵、砂糖、水、準強力粉、甘味料を投入し、ベーキングパウダーを添加したものである。</u>	(2)仕入書第4項の「Prepared pork ham, packed by dough」 豚肉(もも肉)を小麦粉から成る生地で包み、蒸し、冷凍したもの。 <u>1個の正味重量は100gであり、その内訳は小麦粉40%、豚肉35%、野菜等である。</u>
405	解説 1.-(4)の一部を変更する。	
	(4)仕入書第4項: Prepared pork ham, packed by dough →1602.41-0902(協:20%) 貨物は「豚肉(もも肉:含有量35%)の調製品」を小麦粉から成る生地(注)で包んだものである。第16.02項の「その他の調製をし…た肉、…」に該当する。その項のうち、「豚のもの」の第1602.41号の「もも肉及びこれを分割したもの」に該当し、問題文記7-(2)により、豚肉と小麦粉、野菜等が混合されたもので、1個の正味重量が100gであるので「2 その他のもの」に分類する。 <u>(注)生地は、問題文記7-(2)の記述から「発酵したもの」であり、第19.02項の関税率表解説では、「この項のパスタは、セモリナ又は小麦、米などの粉を原料として作った『未発酵』の物品である」とされていることから、第19類に入るパスタではない。</u>	(4)仕入書第4項: Prepared pork ham, packed by dough →1602.41-0902(協:20%) 貨物は「豚肉(もも肉)を小麦粉から成る生地で包んだもの」であるので、第16.02項の「その他の調製をし…た肉、…」に該当する。その項のうち、「豚のもの」の第1602.41号の「もも肉及びこれを分割したもの」に該当し、問題文記7-(2)により、豚肉に小麦粉、野菜等が混合されたもので、1個の正味重量が100gであるので「2 その他のもの」に分類する。